

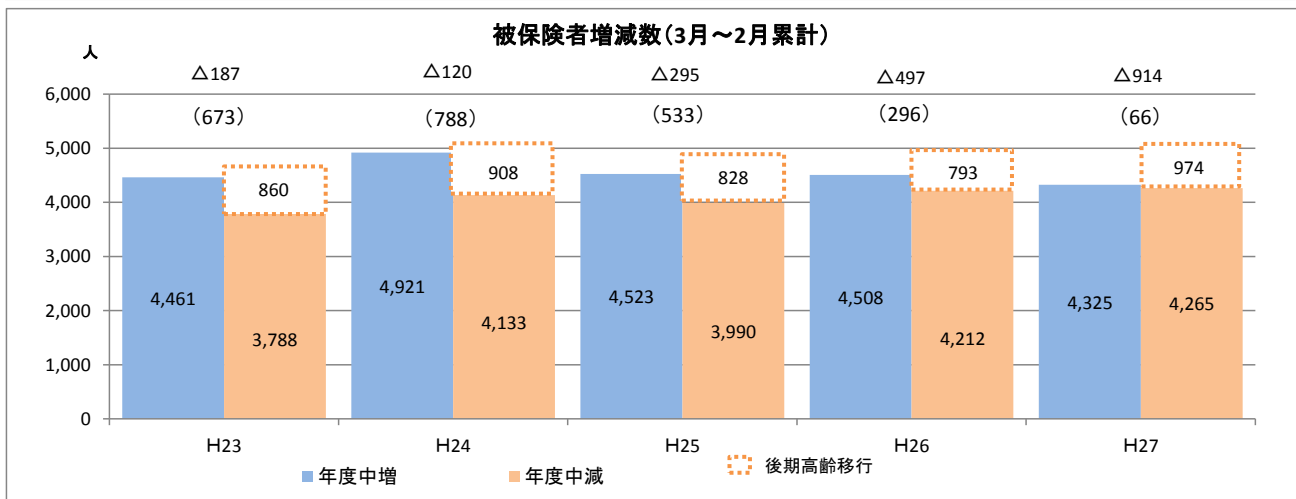
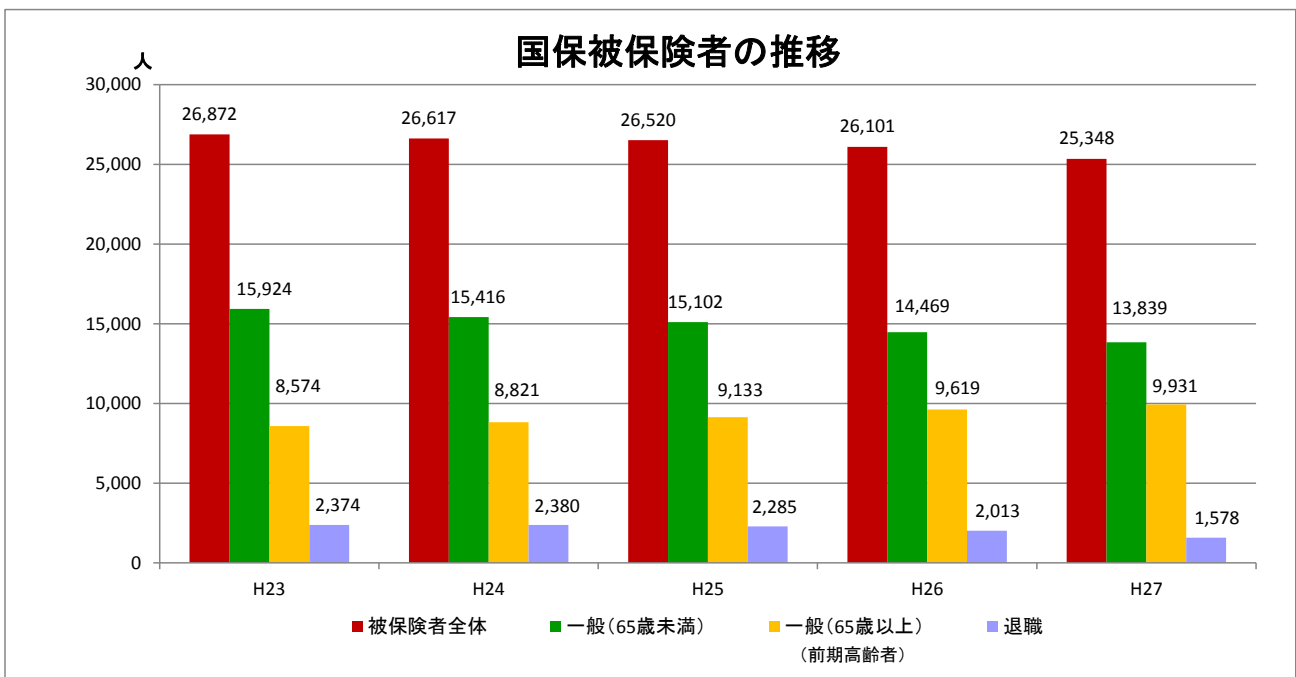
# 佐久市国民健康保険の状況について

市民健康部 国保医療課

# 1 佐久市国民健康保険被保険者の状況

年度	総世帯数 (世帯)	総人口 (人)	国民健康保険						加入率	
			世帯数 (世帯)	被保険者数			合計 (人)	世帯 (%)	被保険者数 (%)	
				一般(人)		退職 (人)				
				65歳未満	65歳以上					
23	39,132	100,496	15,020	15,924	8,574	2,374	26,872	38.4	26.7	
24	39,495	100,200	15,022	15,416	8,821	2,380	26,617	38.0	26.6	
25	39,824	99,996	15,163	15,102	9,133	2,285	26,520	38.1	26.5	
26	40,082	99,650	15,049	14,469	9,619	2,013	26,101	37.5	26.2	
27	40,649	99,616	14,898	13,839	9,931	1,578	25,348	36.7	25.4	

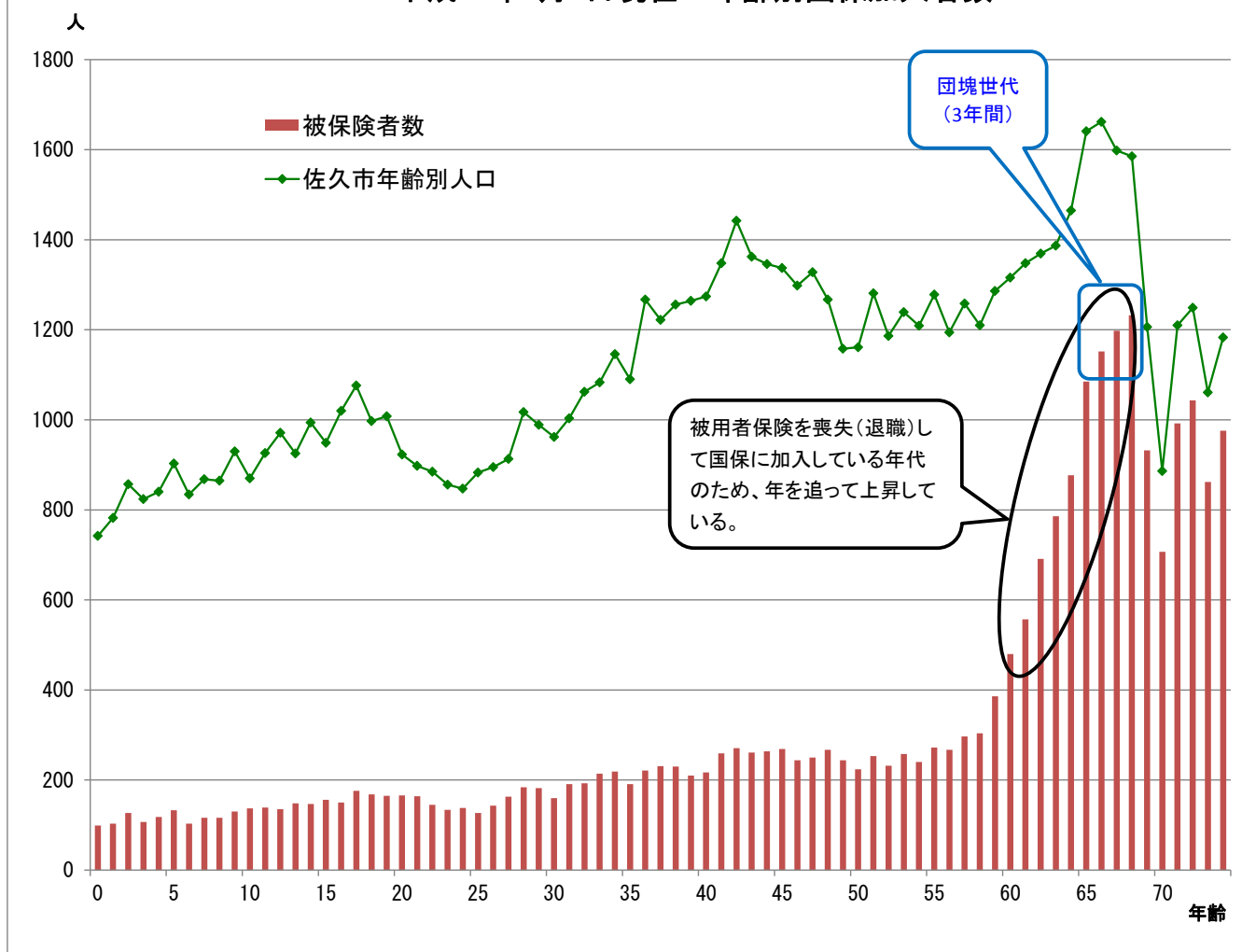
- ※ 総世帯数及び総人口は、年度末現在の数値
- ※ 国民健康保険世帯数、被保険者数は前年度の3月から2月までの年度平均値
- ※ 65歳以上＝前期高齢者
- ※ 退職被保険者は、60歳以上65歳未満の厚生年金等の受給者とその被扶養者



※グラフの上の数字は、加入者数から喪失者数を引いたもの（（ ）内は、後期高齢移行者を除いた数値）

平成23年度から平成27年度の5年間では、国保加入者数が国保喪失者数を平均して約470人上回っている。しかし、75歳になるなどして後期高齢者医療保険へ移行する被保険者が平均して約870人いることから、国保被保険者数は年々減少している状況である。

### 平成28年4月1日現在 年齢別国保加入者数

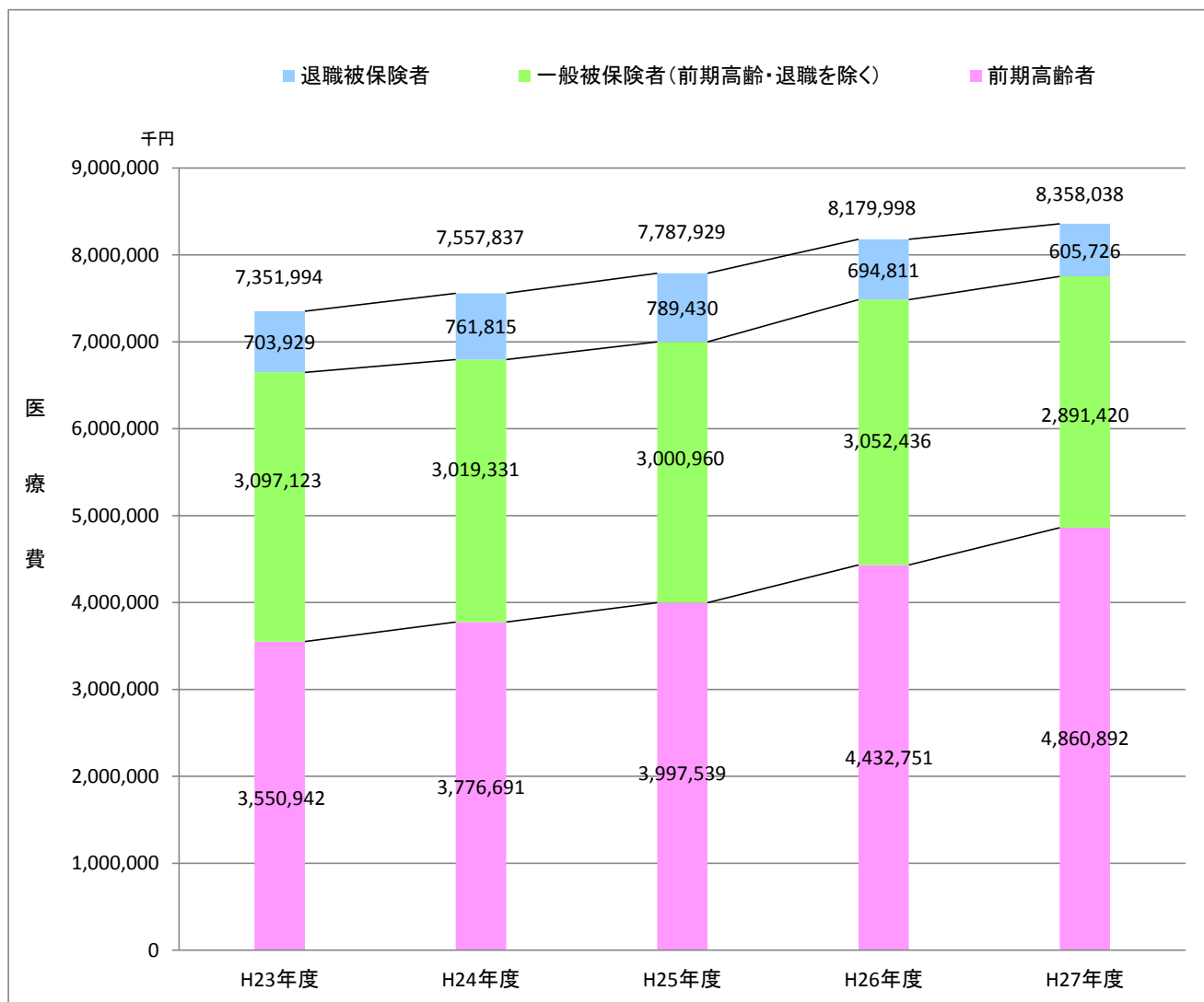


年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	構成比
0~9	99	103	127	107	118	133	103	116	116	130	1,152	4.6%
10~19	137	139	135	148	147	156	150	176	168	165	1,521	6.1%
20~29	166	164	145	134	138	127	143	163	184	182	1,546	6.2%
30~39	160	191	193	214	219	191	221	231	230	210	2,060	8.2%
40~49	217	259	271	261	264	269	244	250	267	244	2,546	10.1%
50~59	224	253	232	258	240	272	267	297	304	386	2,733	10.9%
60~69	480	557	691	786	877	1,085	1,152	1,198	1,232	932	8,990	35.8%
70~74	707	992	1,043	862	976						4,580	18.2%
※年齢の縦列は年齢階層を、横列は1の位の年齢を示している (平成28年4月1日現在)											25,128	100.0%
(「縦列10~19」で「横列3」の場合、13歳の被保険者数が148人いることを表示)											※前期高齢者 (65~74歳)	
											10,179人 (40.5%)	

前期高齢者数（65歳以上）が増加の状況にあり、被保険者全体に占める割合も4割強（40.5%）を占めていることから、高齢化の進行に伴い、今後も医療費の増加が見込まれる。

## 2 佐久市国民健康保険 医療費の状況

### (1) 国民健康保険 被保険者区分別医療費の推移



#### ◆被保険者区分別医療費

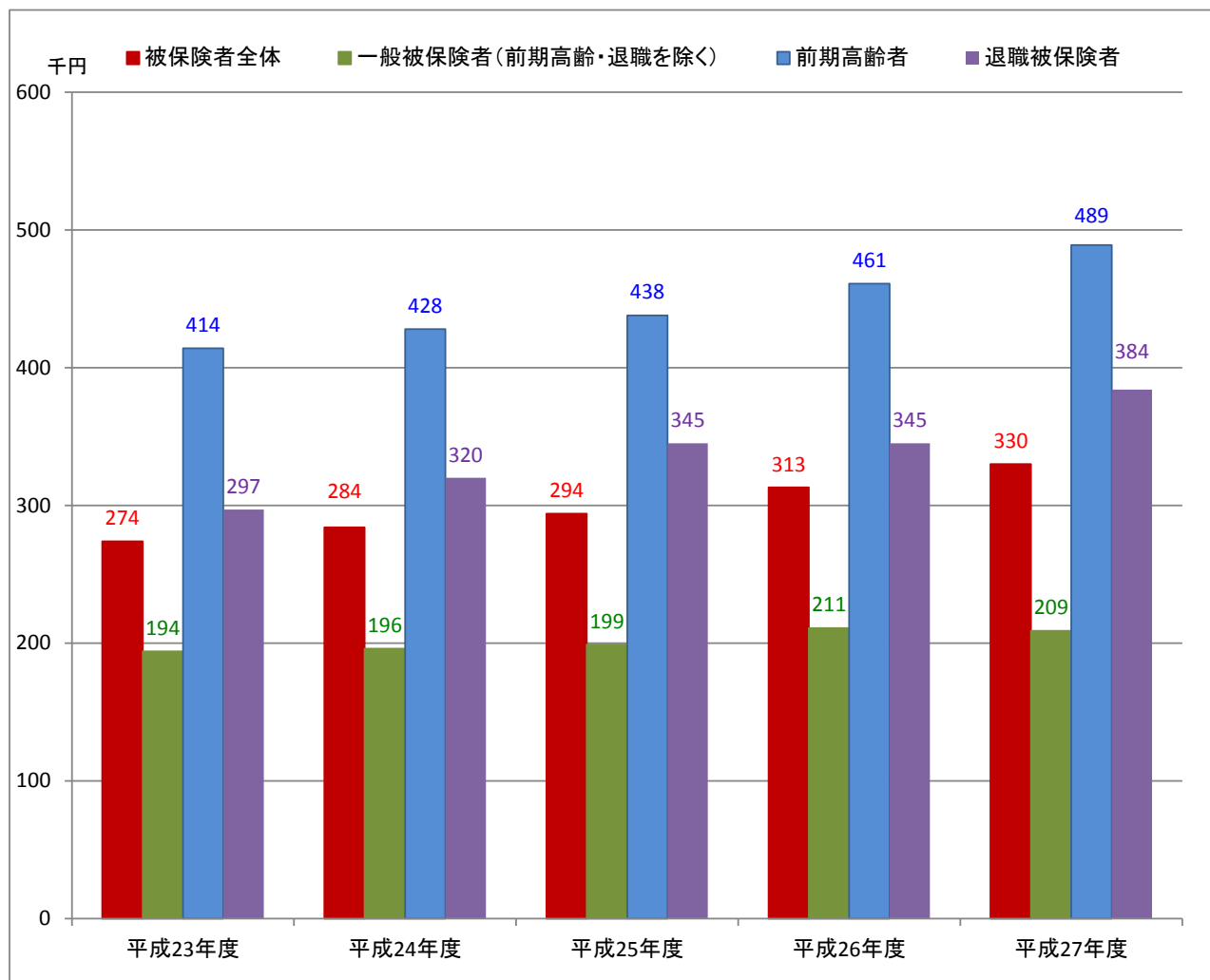
(単位：千円・%)

	H23年度	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度	
			前年比		前年比		前年比		前年比
被保険者全体医療費	7,351,994	7,557,837	2.8	7,787,929	3.0	8,179,998	5.0	8,358,038	2.2
退職被保険者医療費(再掲)	703,929	761,815	8.2	789,430	3.6	694,811	△12.0	605,726	△12.8
(被保険者全体に占める割合)	9.6	10.1	0.5	10.1	0.0	8.5	△1.6	7.2	△1.3
一般被保険者医療費(再掲) (前期高齢・退職を除く)	3,097,123	3,019,331	△2.5	3,000,960	△0.6	3,052,436	1.7	2,891,420	△5.3
(被保険者全体に占める割合)	42.1	39.9	△2.2	38.6	△1.3	37.3	△1.3	34.6	△2.7
前期高齢者医療費(再掲)	3,550,942	3,776,691	6.4	3,997,539	5.8	4,432,751	10.9	4,860,892	9.7
(被保険者全体に占める割合)	48.3	50.0	1.7	51.3	1.3	54.2	2.9	58.2	4.0

※各数値は、『国民健康保険事業状況報告書(事業年報)』より(H27年度は、速報値)

平成27年度は、全体医療費が、前年度に比べて約1億8千万円(2.2%)増加しているが、前期高齢者に係る医療費については、約4億3千万円(9.7%)と平成26年度に引続き大幅な増加となっている。退職に係る医療費については、平成27年度から制度が廃止となり、新規加入がなく、被保険者数が減少していることから、約8千9百万円(△12.8%)減少している。

## (2) 国民健康保険 一人当たりの医療費の推移



### ◆一人当たりの医療費

(単位：千円・%)

	平成23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			前年比		前年比		前年比		前年比
被保険者全体	274	284	3.6	294	3.5	313	6.5	330	5.4
一般被保険者 (前期高齢・ 退職を除く)	194	196	1.0	199	1.5	211	6.0	209	△ 0.9
前期高齢者	414	428	3.4	438	2.3	461	5.3	489	6.1
退職被保険者	297	320	7.7	345	7.8	345	0.0	384	11.3

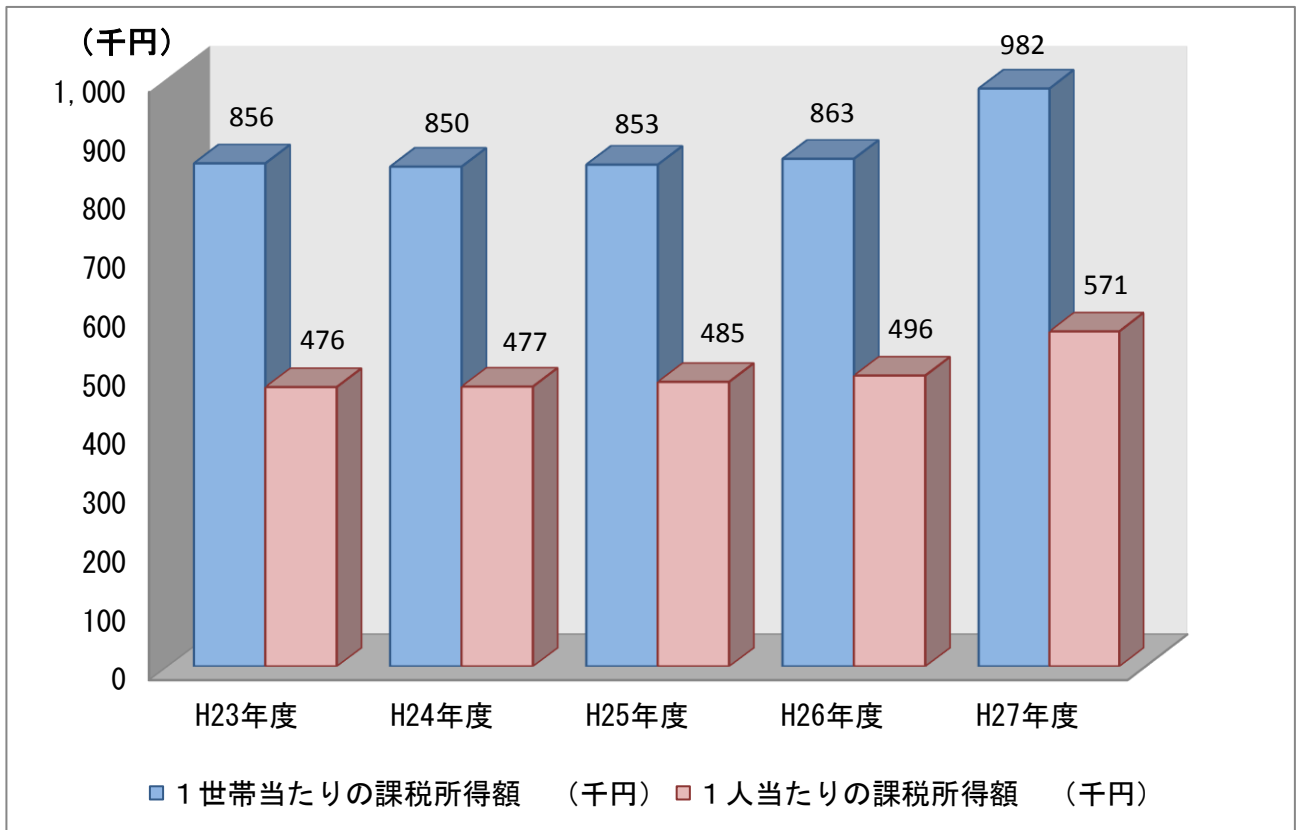
※各数値は、『国民健康保険事業状況報告書(事業年報)』より(H27年度は、速報値)

一人当たりの医療費は、一般被保険者(前期高齢・退職を除く)は△0.9%減少しているものの、前期高齢者・退職被保険者ともに伸びており、被保険者全体で5.4%の伸びを示している。

### 3 被保険者の所得状況

#### (1) 1世帯・1人当たりの課税所得額の推移

(各年度、4月1日現在)



(単位：千円・世帯・人)

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
課税所得額	12,923,755	12,910,347	13,066,564	13,211,470	14,849,375
国保加入世帯	15,103	15,188	15,310	15,301	15,114
1世帯当たりの課税所得額	856	850	853	863	982
被保険者数	27,124	27,050	26,928	26,639	26,017
1人当たりの課税所得額	476	477	485	496	571

※ 課税所得額とは、総所得額から基礎控除（33万円）を控除したものの。

※ 総所得額とは、収入額から必要経費（給与控除、公的年金控除等）を差し引いたもので、各種所得控除（配偶者控除、社会保険料控除等）前の金額を言う。

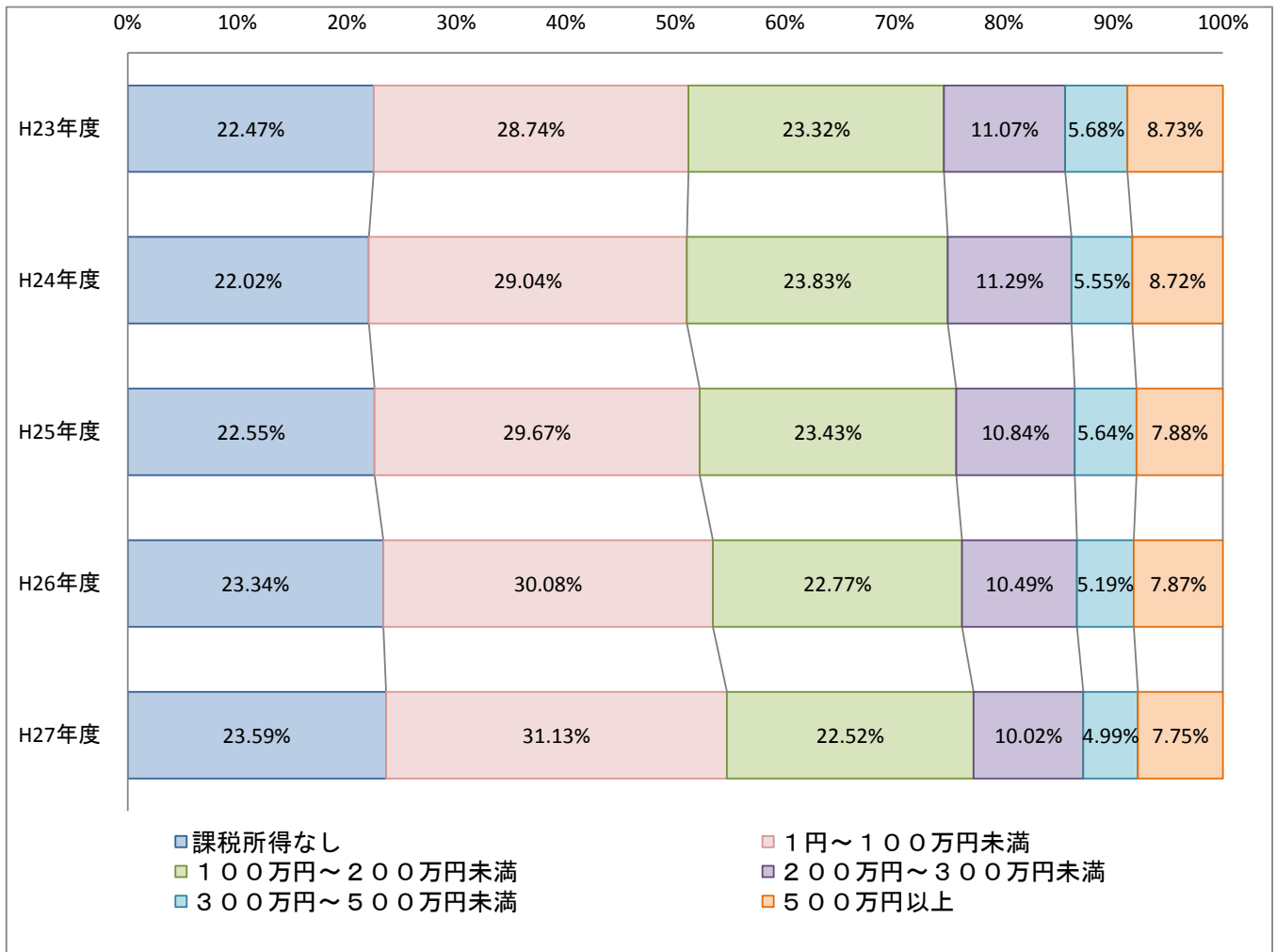
国民健康保険税は、前年所得や当該年度の固定資産税（都市計画税は除く）等に応じて算定される。

平成23年度（平成22年中の所得）から平成26年度（平成25年中の所得）における、1世帯当たりと1人当たりの課税所得額は、ほぼ横ばいの状況。

平成27年度（平成26年中の所得）の1世帯当たりと1人当たり課税所得額が大幅に増加している要因として、不動産譲渡所得で超高額な所得（約22億9千万円）を得ていた方が含まれていることが考えられる。

(2) 世帯の課税所得階層別状況

(各年度、4月1日現在)



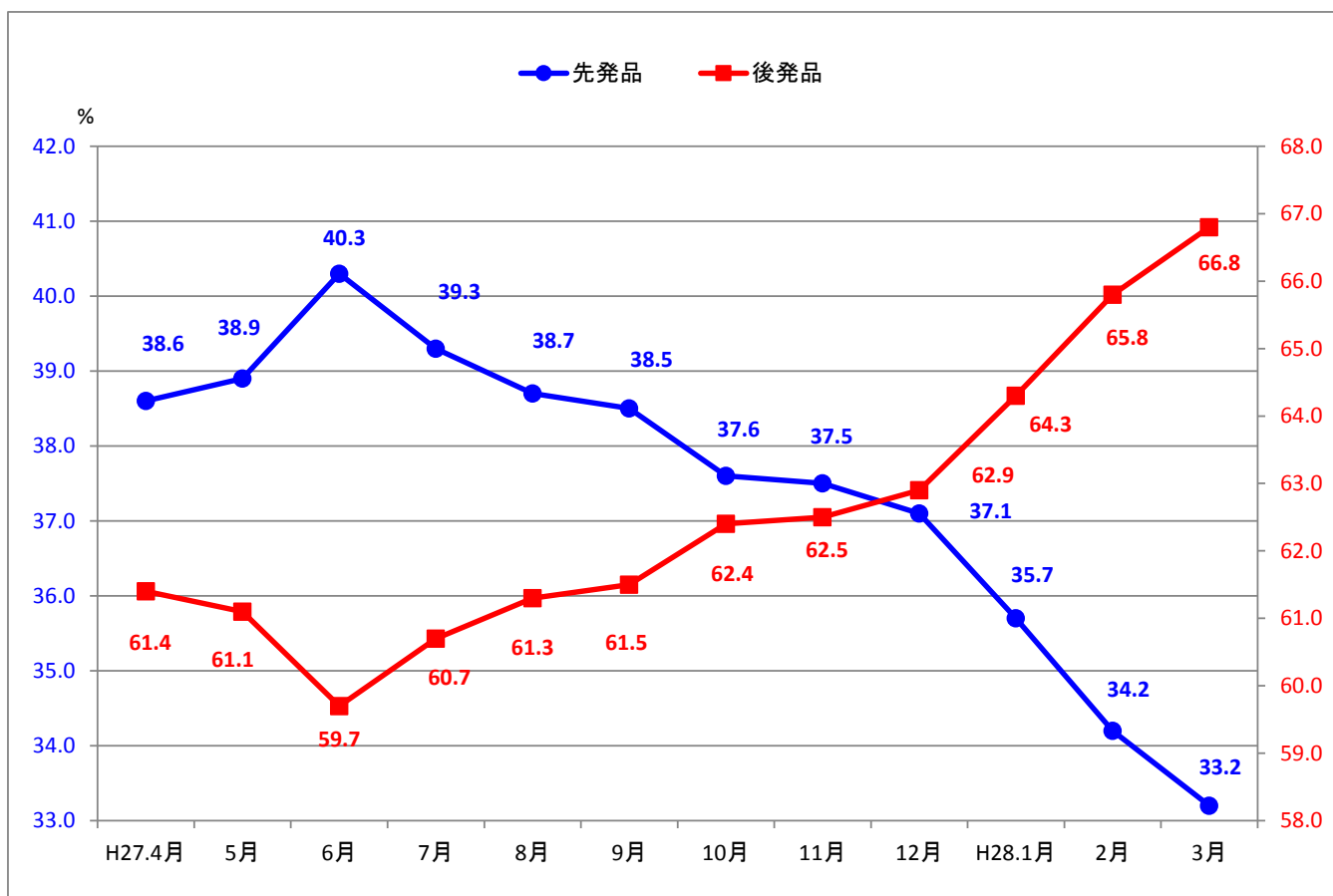
所得区分 \ 年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
課税所得なし	22.47%	22.02%	22.55%	23.34%	23.59%
1円～100万円未満	28.74%	29.04%	29.67%	30.08%	31.13%
100万円～200万円未満	23.32%	23.83%	23.43%	22.77%	22.52%
200万円～300万円未満	11.07%	11.29%	10.84%	10.49%	10.02%
300万円～500万円未満	5.68%	5.55%	5.64%	5.19%	4.99%
500万円以上	8.72%	8.27%	7.87%	8.13%	7.75%

佐久市の国民健康保険加入者における、平成27年度の課税所得状況は、100万円未満の世帯で約55%、200万円未満の世帯では約77%の構成割合となっている。

平成23年度からの推移をみても課税所得なし、1円～100万円未満、100万円～200万円未満の階層の世帯の占める割合が増加する一方で、200万円以上の各階層の世帯が減少しており、国民健康保険の税収入を確保するのは極めて厳しい状況が続いている。

## 4 平成27年度 佐久市国民健康保険 ジェネリック医薬品使用率の推移

### (1) ジェネリック医薬品使用率推移【数量ベース】



(出典 長野県国保連合会)

(単位：%・数)

	H27.4月	5月	6月	7月	8月	9月
数量ベース (B / (A+B) × 100)	61.4	61.1	59.7	60.7	61.3	61.5
代替可能先発医薬品 A	10,864	9,973	11,304	10,881	9,786	10,369
後発医薬品 B	17,300	15,696	16,770	16,833	15,525	16,545
	10月	11月	12月	H28.1月	2月	3月
数量ベース (B / (A+B) × 100)	62.4	62.5	62.9	64.3	65.8	66.8
代替可能先発医薬品 A	10,830	9,742	10,882	9,292	9,466	9,880
後発医薬品 B	17,936	16,250	18,478	16,769	18,245	19,859

※ 代替可能先発医薬品とは、先発医薬品で出された薬剤のうち、後発医薬品があるもの

ジェネリック医薬品の数量ベースの使用率は、年度当初の61.4%から年度末では66.8%と5.4ポイント上昇している。特に、10月調剤分以降の使用率に大幅な伸びがみられる。これは、7月に策定した「後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進に関する行動指針」に基づき、10月以降に様々なイベント等でのチラシの配布や講演会の実施等、使用促進の取り組みを強化した結果であると考えられる。  
 なお、行動指針では、平成28年度末に使用率を70%とすることとしていることから、今後、さらなる使用促進を図っていく必要がある。



## 5 平成27年度 佐久市国民健康保険特定健診実施状況

### 1. 特定健診対象者

国民健康保険加入者の40歳から74歳までの者

### 2. 特定健診の実施方法

- ① 個別健診・・・市内33医療機関
- ② 地域集団健診・・・市内38会場（保健センター、地区会館、小学校体育館等）
- ③ 人間ドック・・・実施医療機関（健診結果のデータを提供することに承諾を要す）
- ④ 市補助金・・・実施医療機関（健診結果のデータを提供することに承諾を要す）
- ⑤ 結果書・・・市内37医療機関
- ⑥ 職場健診・・・勤務先での健康診査結果データの提供

### ○ 平成27年度 特定健診実施状況

平成28年5月末現在（（ ）内は平成27年6月末時点）

	対象者数	受診者数	内 訳	受診者率
個別健診	17,273	6,793 (6,306)	2,753 (2,681)	39.3% (35.7%)
地域集団健診			1,967 (1,922)	
人間ドック			1,546 (1,340)	
市補助金			95 (105)	
結果書			420 (257)	
職場健診			12 (1)	

※ 対象者数は、遡っての佐久市国民健康保険の資格喪失等により変動する。

### 《参考》

### ○ 平成26年度 特定健診実施状況（確定値）

	対象者数	受診者数	内 訳	受診者率
個別健診	17,533	6,320	2,677	36.0%
地域集団健診			1,924	
人間ドック			1,350	
市補助金			105	
結果書			255	
職場健診			9	

健診対象者数が前年度より減少したのに対し、受診者数は増加している。

特に、人間ドック及び医療機関からの提出による検査結果書の伸びが大きく、それぞれ、206人、163人増となっている。

# 平成27年度

## 佐久市国民健康保険特別会計 (事業勘定)決算資料

市民健康部 国保医療課

# 平成27年度 国民健康保険特別会計(事業勘定)決算

## 1 歳入決算額の状況

(単位:千円、%)

科目	年度	平成27年度		平成26年度		対前年度比較		
			構成比		構成比	増減額	増減率	
国民健康保険税		2,112,906	17.3	1,931,293	19.3	181,613	9.4	
現年課税分		1,998,043	16.4	1,808,741	18.1	189,302	10.5	
滞納繰越分		114,863	0.9	122,552	1.2	△ 7,689	△ 6.3	
使用料及び手数料		1,490	0.0	1,505	0.0	△ 15	△ 1.0	
国庫支出金		2,667,166	21.9	2,515,790	25.0	151,376	6.0	
療養給付費等負担金		1,192,054	9.8	1,113,271	11.1	78,783	7.1	
後期高齢者支援金負担金		414,614	3.4	400,294	4.0	14,320	3.6	
介護納付金負担金		187,468	1.5	192,609	1.9	△ 5,141	△ 2.7	
高額医療費共同事業負担金		63,140	0.5	54,419	0.5	8,721	16.0	
特定健康診査等負担金		10,421	0.1	10,649	0.1	△ 228	△ 2.1	
財政調整交付金		799,439	6.6	744,543	7.4	54,896	7.4	
その他		30	0.0	5	0.0	25	500.0	
県支出金		530,455	4.3	531,606	5.3	△ 1,151	△ 0.2	
高額医療費共同事業負担金		63,140	0.5	54,419	0.5	8,721	16.0	
特定健康診査等負担金		11,560	0.1	10,585	0.1	975	9.2	
財政調整交付金		455,755	3.7	466,602	4.7	△ 10,847	△ 2.3	
療養給付費等交付金		554,232	4.5	699,494	7.0	△ 145,262	△ 20.8	
前期高齢者交付金		2,422,049	19.9	2,432,835	24.3	△ 10,786	△ 0.4	
共同事業交付金		2,426,315	19.9	987,487	9.9	1,438,828	145.7	
繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定	494,647	4.1	304,703	3.0	189,944	62.3
		給与費等	88,925	0.7	84,274	0.8	4,651	5.5
		財政安定化支援	54,997	0.5	52,315	0.5	2,682	5.1
		出産育児一時金	25,000	0.2	26,820	0.3	△ 1,820	△ 6.8
		特定健診事業	61,074	0.5	58,653	0.6	2,421	4.1
		歯科保健管理事業	1,656	0.0	1,650	0.0	6	0.4
		その他(基準外)	519,000	4.3	0	0.0	519,000	皆増
		小計	1,245,299	10.3	528,415	5.2	716,884	135.7
	他会計繰入金	15,855	0.1	15,245	0.2	610	4.0	
基金繰入金	0	0.0	276,951	2.8	△ 276,951	皆減		
財産収入(基金積立金利子)	0	0.0	390	0.0	△ 390	皆減		
繰越金	0	0.0	76,791	0.8	△ 76,791	皆減		
一般会計借入金	190,000	1.6	0	0.0	190,000	皆増		
その他の収入	25,179	0.2	18,461	0.2	6,718	36.4		
歳入合計		12,190,946	100.0	10,016,263	100.0	2,174,683	21.7	

# 国民健康保険税決算額の状況

(単位:千円、%)

区 分			平成27年度	平成26年度	前年度比較	増減率	
一般被保険者	現年課税分	医療給付費分	調定額	1,295,702	1,105,090	190,612	17.2
			収入額	1,212,369	1,030,461	181,908	17.7
		介護納付金分	調定額	171,177	120,148	51,029	42.5
			収入額	155,239	108,660	46,579	42.9
		支援金分	調定額	508,763	520,094	△ 11,331	△ 2.2
			収入額	474,911	484,207	△ 9,296	△ 1.9
	滞納繰越分	医療給付費分	調定額	270,261	315,153	△ 44,892	△ 14.2
			収入額	67,203	72,141	△ 4,938	△ 6.8
		介護納付金分	調定額	41,257	47,536	△ 6,279	△ 13.2
			収入額	9,434	9,997	△ 563	△ 5.6
		支援金分	調定額	119,256	135,912	△ 16,656	△ 12.3
			収入額	31,219	32,496	△ 1,277	△ 3.9
退職被保険者	現年課税分	医療給付費分	調定額	91,870	106,050	△ 14,180	△ 13.4
			収入額	89,421	103,750	△ 14,329	△ 13.8
		介護納付金分	調定額	31,842	29,936	1,906	6.4
			収入額	30,991	29,289	1,702	5.8
		支援金分	調定額	36,102	53,522	△ 17,420	△ 32.5
			収入額	35,112	52,374	△ 17,262	△ 33.0
	滞納繰越分	医療給付費分	調定額	11,894	14,845	△ 2,951	△ 19.9
			収入額	3,922	4,396	△ 474	△ 10.8
		介護納付金分	調定額	3,245	4,064	△ 819	△ 20.2
			収入額	1,083	1,243	△ 160	△ 12.9
		支援金分	調定額	5,787	7,316	△ 1,529	△ 20.9
			収入額	2,002	2,279	△ 277	△ 12.2
合 計	医療給付費分	調定額	1,669,727	1,541,138	128,589	8.3	
		収入額	1,372,915	1,210,748	162,167	13.4	
		不納欠損額	27,073	44,048	△ 16,975	△ 38.5	
		収入未済額	269,739	286,342	△ 16,603	△ 5.8	
	介護納付金分	調定額	247,521	201,684	45,837	22.7	
		収入額	196,747	149,189	47,558	31.9	
		不納欠損額	4,175	7,222	△ 3,047	△ 42.2	
		収入未済額	46,599	45,273	1,326	2.9	
	支援金分	調定額	669,908	716,844	△ 46,936	△ 6.5	
		収入額	543,244	571,356	△ 28,112	△ 4.9	
		不納欠損額	11,751	18,491	△ 6,740	△ 36.5	
		収入未済額	114,913	126,997	△ 12,084	△ 9.5	
	収納率(%)	現年課税分	93.57	93.48	0.09	/	
		滞納繰越分	25.43	23.35	2.08		
		計	81.67	78.52	3.15		

【主な増減理由】（ ）内は対前年度比較

- (1) 国民健康保険税（1億8,161万3千円増 9.4%増）
  - ・国保税率等の改定による増
  - ・現年課税分及び滞納繰越分の収納率の増
- (2) 国庫支出金（1億5,137万6千円増 6.0%増）
  - ・保険給付費等の増に伴う療養給付費・後期高齢者支援金負担金、普通調整交付金の増
- (3) 療養給付費等交付金（1億4,526万2千円減 20.8%減）
  - ・退職被保険者数の減及び退職被保険者に係る保険給付費等の減に伴う交付金の減（社会保険診療報酬支払基金より）
- (4) 共同事業交付金（14億3,882万8千円増 145.7%増）
  - ・保険財政共同安定化事業の制度変更（対象レセプト：1件30万円超⇒全レセプト）に伴う交付金の増
- (5) 繰入金（4億4,054万3千円増 53.7%増）
  - （一般会計繰入金）（7億1,688万4千円増 135.7%増）
    - ・低所得者国保税軽減対象の拡大及び保険者支援制度の拡充による保険基盤安定繰入金の増（3億470万3千円→4億9,464万7千円 1億8,994万4千円増）
    - ・基準外繰入金の導入に伴う、その他繰入金の皆増（内訳 災害等による税込減少分：2,100万円 保険給付費増（H26）分：2億3,600万円 保険給付費増（H27）分：2億100万円 退職制度廃止緩和分：6,100万円）
  - （基金繰入金）（2億7,695万1千円減 皆減）
    - ・H26年度末基金残高 0円
- (6) 一般会計借入金（1億9,000万円 皆増）
  - ・今後の国保財政基盤安定のための事業基金積立てに要する経費

- ・国民健康保険税は、7年ぶりに税率等の改定を行った。
- ・引き続き被保険者数及び世帯数の減少、低所得者世帯割合の増加などにより、歳出の伸びとは逆に、税収は伸び悩んでいる。
- ・退職医療制度に係る療養給付費等交付金は、制度廃止の影響により、大幅な減となっている。
- ・一般会計繰入金は、低所得者に係る保険者支援制度の拡充及び財政健全化計画に基づく基準外の繰入れを導入したことにより大幅な増となっている。
- ・今後の国保財政基盤安定のための事業基金を積み立てるため、一般会計から借入を行った。

## 2 歳出決算額の状況

(単位:千円、%)

科目	年度	平成27年度		平成26年度		対前年度比較		
			構成比		構成比	増減額	増減率	
総務費		97,759	0.8	95,199	0.9	2,560	2.7	
保険給付費		6,986,543	57.4	6,789,559	67.0	196,984	2.9	
一般	療養給付費	5,639,660	46.3	5,431,436	53.5	208,224	3.8	
	療養費	49,832	0.4	51,632	0.5	△ 1,800	△ 3.5	
	高額療養費	731,932	6.0	669,702	6.6	62,230	9.3	
	高額介護合算療養費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	小計	6,421,424	52.7	6,152,770	60.6	268,654	4.4	
退職	療養給付費	421,262	3.5	482,513	4.8	△ 61,251	△ 12.7	
	療養費	2,434	0.0	3,383	0.0	△ 949	△ 28.1	
	高額療養費	63,038	0.5	70,147	0.7	△ 7,109	△ 10.1	
	高額介護合算療養費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	小計	486,734	4.0	556,043	5.5	△ 69,309	△ 12.5	
その他	給付	審査支払手数料	18,962	0.2	16,704	0.2	2,258	13.5
		出産育児一時金等	36,089	0.3	40,250	0.4	△ 4,161	△ 10.3
		葬祭費	6,650	0.1	8,200	0.1	△ 1,550	△ 18.9
		結核精神給付金	16,684	0.1	15,592	0.2	1,092	7.0
老人保健医療費拠出金等		54	0.0	54	0.0	0	0.0	
前期高齢者納付金等		972	0.0	1,076	0.0	△ 104	△ 9.7	
後期高齢者支援金等		1,397,859	11.5	1,374,314	13.5	23,545	1.7	
介護納付金		585,836	4.8	601,904	5.9	△ 16,068	△ 2.7	
共同事業拠出金		2,361,444	19.4	1,021,827	10.1	1,339,617	131.1	
保健事業費		171,891	1.4	176,589	1.7	△ 4,698	△ 2.7	
基金積立金		402,044	3.3	389	0.0	401,655	103,253.2	
前年度繰上充用金		131,686	1.1	0	0.0	131,686	皆増	
その他の支出		36,672	0.3	87,038	0.9	△ 50,366	△ 57.9	
歳出合計		12,172,760	100.0	10,147,949	100.0	1,893,125	18.7	

## 3 歳入歳出決算額の状況

(単位:円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
歳入合計	12,190,946	10,016,263	2,174,683	21.7
歳出合計	12,172,760	10,147,949	2,024,811	20.0
差引	18,186	△ 131,686	149,872	△ 113.8
翌年度歳入繰上充用金	0	131,686	△ 131,686	皆減
実質収支※	△ 288,770	△ 485,429	196,659	△ 40.5
繰上充用金を除く	△ 157,084	△ 485,429	328,345	△ 67.6

※歳入合計から、基金繰入金、繰越金、財産収入(基金積立充当分のみ)、その他(基準外)繰入金、一般会計借入金を除き、歳出合計から基金積立金を除いたうえで、歳入歳出の差引をしたもの。

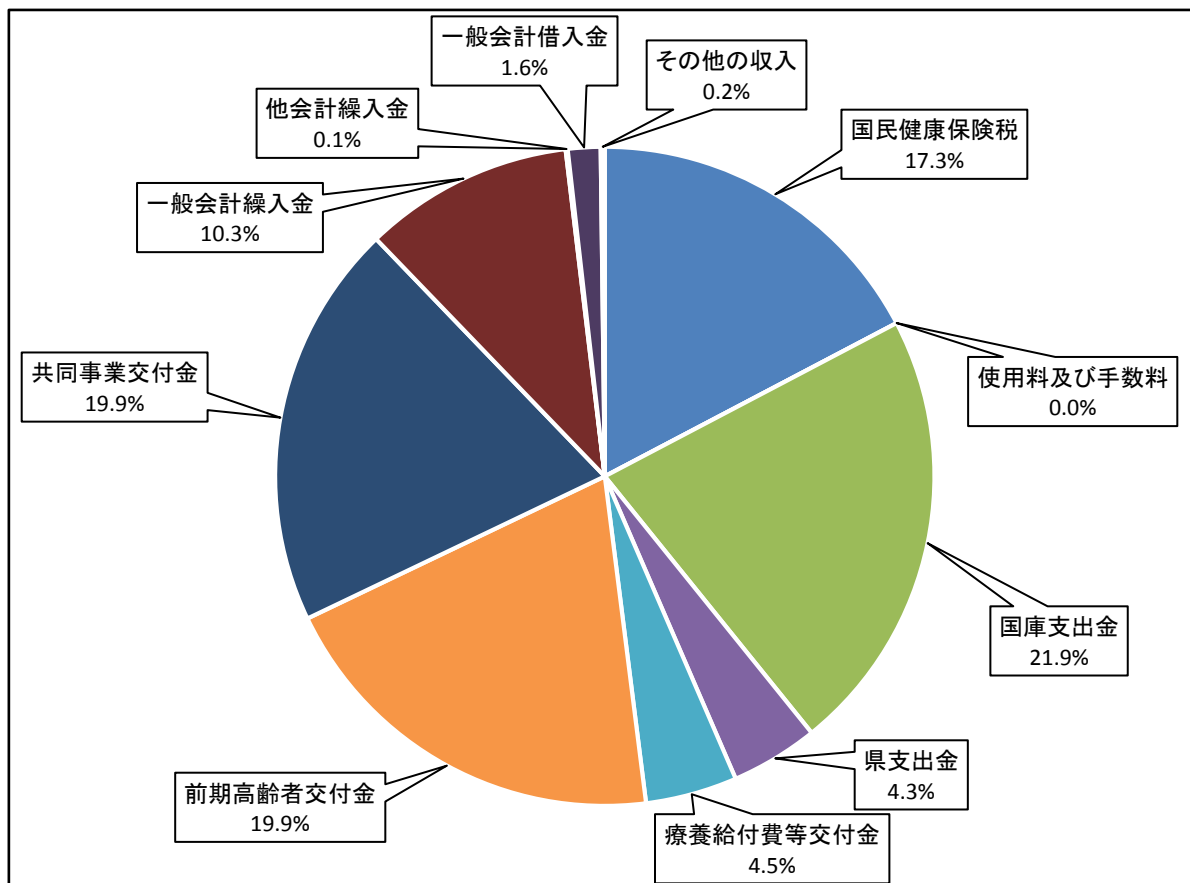
【主な増減理由】（ ）内は対前年度比較

- (1) 保険給付費(1億9,698万4千円増 2.9%増)
  - ・前期高齢者数の増加に伴う保険給付費の増(前期高齢者数月平均9,619人→9,931人:312人増)
  - ・高額療養費対象件数の増(10,691件→12,437件:1,746件増)
  - ・退職被保険者数の減少に伴う退職被保険者分の保険給付費の減(退職被保険者数月平均2,013人→1,578人:435人減)
  - ・出産件数の減に伴う出産育児一時金の減(96件→85件:11件減)
- (2) 後期高齢者支援金等(2,354万5千円増 1.7%増)
  - ・全国の市町村における後期高齢者医療費の増見込みによる増
- (3) 介護納付金(1,606万8千円減 2.7%減)
  - ・全国の市町村における介護サービス費の減見込みによる減
- (4) 共同事業拠出金(13億3,961万7千円増 131.1%増)
  - ・保険財政共同安定化事業の制度変更(対象レセプト:1件30万円超⇒全レセプト)及び長野県全体の医療費の増見込みによる増
- (5) 基金積立金(4億165万5千円増 103,253.2%増)
  - ・今後の国保財政基盤安定のための事業基金積立  
財源内訳:(国保資金)212,044千円 (一般会計借入金)190,000千円
- (6) 前年度繰上充用金(1億3,168万6千円 皆増)
  - ・平成26年度会計の歳入不足補てんのための充用金
- (7) その他の支出(5,036万6千円減 57.9%減)
  - ・前年度国庫支出金(療養給付費等負担金)の精算による償還金の減(78,689千円→24,413千円 54,276千円減)

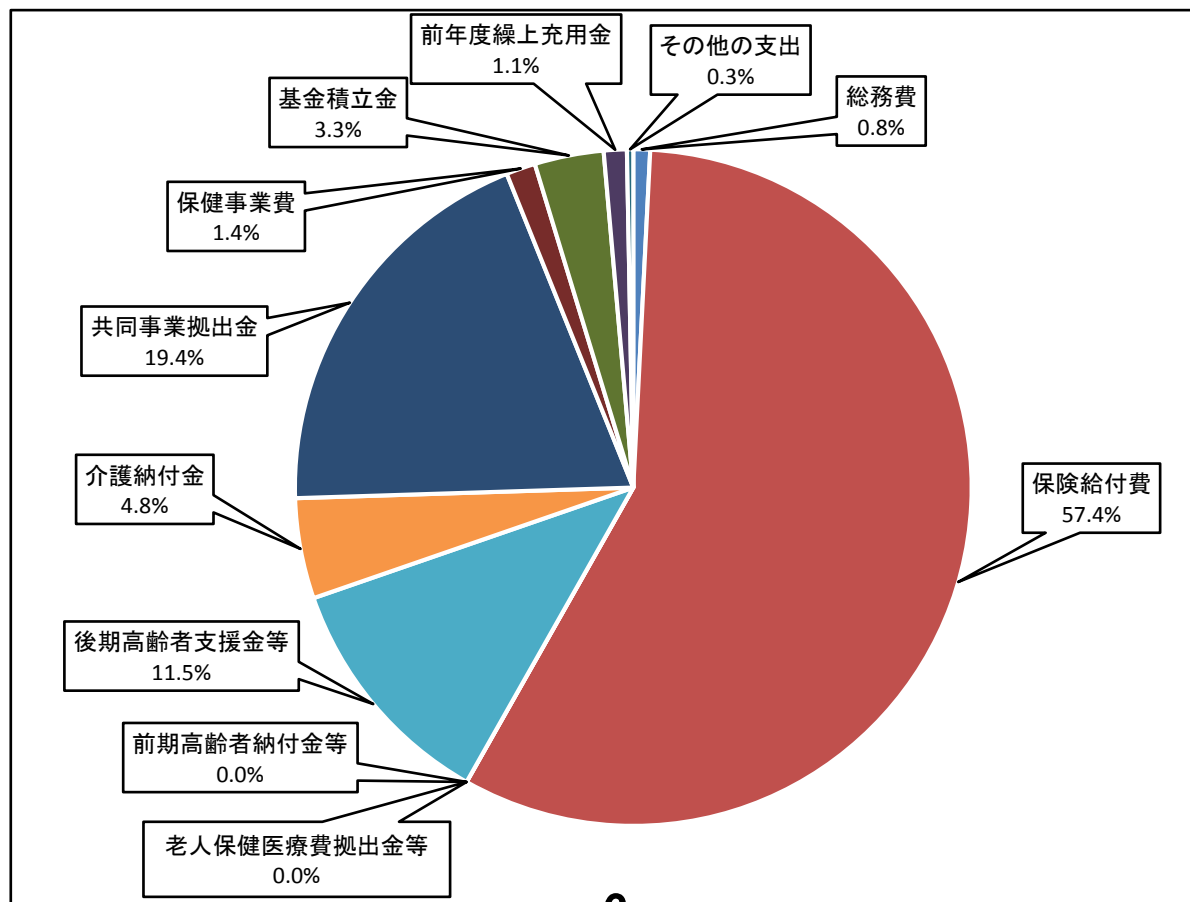
- ・団塊の世代に係る被保険者が全て65歳以上(前期高齢者)となり、国民健康保険の加入者の4割弱を占めており、加入者の高齢化が進んでいる。
- ・前期高齢者の増に伴い、保険給付費(療養給付費、療養費、高額療養費の計)は、前期高齢者分が増となっている。(4億350万円余増)
- ・後期高齢者支援金は、高齢化の進展により年々増となっている。
- ・介護納付金は、介護報酬の引き下げ等の影響による介護サービス費の減により減となっている。

#### 4 歳入歳出決算額及び構成比のグラフ

【歳入決算額】12,190,946千円(100%)



【歳出決算額】12,172,760千円(100.0%)





## 5 主な歳入歳出科目別決算額の状況

### (1) 保険給付費の状況

(単位:千円、%)

			平成27年度	平成26年度	増減額	増減率	
保険給付費	一般被保険者分	65歳未満	療養給付費	2,021,353	2,135,376	△ 114,023	△ 5.3
			療養費	18,048	19,766	△ 1,718	△ 8.7
			高額療養費	285,729	304,897	△ 19,168	△ 6.3
			高額介護合算療養費	0	0	0	—
			移送費	0	0	0	—
		小計	2,325,130	2,460,039	△ 134,909	△ 5.5	
		65歳以上(前期高齢者)	療養給付費	3,618,307	3,296,060	322,247	9.8
			療養費	31,785	31,866	△ 81	△ 0.3
			高額療養費	446,202	364,805	81,397	22.3
			高額介護合算療養費	0	0	0	—
			移送費	0	0	0	—
	小計	4,096,294	3,692,731	403,563	10.9		
	退職被保険者分	療養給付費	421,262	482,513	△ 61,251	△ 12.7	
		療養費	2,434	3,383	△ 949	△ 28.1	
		高額療養費	63,038	70,147	△ 7,109	△ 10.1	
		高額介護合算療養費	0	0	0	—	
		移送費	0	0	0	—	
		小計	486,734	556,043	△ 69,309	△ 12.5	
	出産育児諸費			36,089	40,250	△ 4,161	△ 10.3
	葬祭諸費			6,650	8,200	△ 1,550	△ 18.9
結核精神給付費			16,684	15,592	1,092	7.0	
審査支払手数料			18,962	16,704	2,258	13.5	
合計			6,986,543	6,789,559	196,984	2.9	

## (2)療養給付費等交付金(退職者医療制度)の状況

### 【歳入】

療養給付費等交付金の状況

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
療養給付費等交付金	594,787	700,954	△ 106,167	△ 15.1
前々年度の精算額	△ 6,953	9,547	△ 16,500	△ 172.8
前年度の概算精算額	△ 33,602	△ 11,007	△ 22,595	205.3
当該年度収入額【1】	554,232	699,494	△ 145,262	△ 20.8

※交付金額=①+②

①退職被保険者分療養給付費等概算額635,586千円－保険税相当額203,710千円＝431,876千円(H26)

①(退職被保険者分療養給付費概算額566,829千円－保険税相当額181,516千円)\*0.901＝347,167千円(H27)

②概算基準額144,704千円＋後期高齢者支援金概算額124,374千円＝269,078千円(H26)

②概算基準額134,897千円＋後期高齢者支援金概算額112,723千円＝247,620千円(H27)

### 【歳出】

退職被保険者分の保険給付費

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
療養給付費	421,262	482,513	△ 61,251	△ 12.7
療養費	2,434	3,383	△ 949	△ 28.1
高額療養費等	63,038	70,147	△ 7,109	△ 10.1
計【2】	486,734	556,043	△ 69,309	△ 12.5

退職被保険者分の後期高齢者支援金

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
後期高齢者支援金【3】	112,723	124,374	△ 11,651	△ 9.4

※支援金額＝上記②後期高齢者支援金概算額

### ●歳入歳出差引の比較(【1】－【2】－【3】)

・平成27年度＝△45,225千円

・平成26年度＝ 19,077千円

差額 =△64,302千円

### (3) 前期高齢者交付金(前期高齢者医療制度)の状況

#### 【歳入】

前期高齢者交付金の状況

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
前期高齢者交付金	2,429,698	2,373,954	55,744	2.3
前々年度の精算額	△ 7,649	58,881	△ 66,530	△ 113.0
当該年度収入額【1】	2,422,049	2,432,835	△ 10,786	△ 0.4

※交付金額=①+②

①前期高齢者に係る後期高齢者支援金概算額528,302千円×0.58731≒310,277千円(H26)

①前期高齢者に係る後期高齢者支援金概算額556,095千円×0.57863≒321,774千円(H27)

②対象給付費概算額3,513,778千円×0.58731≒2,063,677千円(H26)

②対象給付費概算額3,642,958千円×0.57863≒2,107,924千円(H27)

#### 【歳出】

前期高齢者分の保険給付費

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
療養給付費	3,618,307	3,296,060	322,247	9.8
療養費	31,785	31,866	△ 81	△ 0.3
高額療養費	446,202	364,805	81,397	22.3
計【2】	4,096,294	3,692,731	403,563	10.9

前期高齢者分の後期高齢者支援金

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
後期高齢者支援金【3】	556,095	528,302	27,793	5.3

※支援金額=上記①の概算額

#### ●歳入歳出差引の比較(【1】-【2】-【3】)

・平成27年度=△2,230,340千円

・平成26年度=△1,788,198千円

差額 = △442,142千円

#### (4) 後期高齢者支援金等の状況

##### 【歳入】

後期高齢者支援金等に係る歳入の状況(財源)

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
療養給付費等負担金	414,614	400,294	14,320	3.6
普通調整交付金(国)	149,357	165,784	△ 16,427	△ 9.9
普通調整交付金(県)	76,125	100,073	△ 23,948	△ 23.9
前期高齢者交付金	294,883	300,607	△ 5,724	△ 1.9
療養給付費等交付金	102,099	123,298	△ 21,199	△ 17.2
一般会計繰入金(税軽減分)	79,200	37,711	41,489	110.0
一般会計繰入金(保険者支援分)	47,843	18,898	28,945	153.2
国保税	543,244	571,356	△ 28,112	△ 4.9
計【1】	1,707,365	1,718,021	△ 10,656	△ 0.6

※前期高齢者交付金＝前記①310,277千円－前々年度の精算額9,670千円(H26)

※前期高齢者交付金＝前記①321,773千円－前々年度の精算額26,890千円(H27)

※療養給付費等交付金＝前記支援金概算額124,374千円－前々年度の精算額1,076千円(H26)

※療養給付費等交付金＝前記支援金概算額112,723千円－前々年度の精算額10,624千円(H27)

##### 【歳出】

後期高齢者支援金等の状況

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
後期高齢者支援金	1,478,512	1,433,761	44,751	3.1
前々年度の精算額	△ 80,744	△ 59,544	△ 21,200	35.6
事務費拠出金	91	97	△ 6	△ 6.2
当該年度支出額【2】	1,397,859	1,374,314	23,545	1.7

※支援金額＝概算単価54,526円×概算加入者数26,295人(H26)

※支援金額＝概算単価56,531円×概算加入者数26,154人(H27)

※事務費拠出金額＝@3.7円×26,295人(H26)

※事務費拠出金額＝@3.5円×26,154人(H27)

##### ●歳入歳出差引の比較(【1】－【2】)

・平成27年度＝ 309,506千円

・平成26年度＝ 343,707千円

差額 = △34,201千円

## (5) 介護納付金の状況

### 【歳入】

介護納付金に係る歳入の状況(財源)

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
療養給付費等負担金	187,468	192,609	△ 5,141	△ 2.7
普通調整交付金(国)	81,912	68,285	13,627	20.0
普通調整交付金(県)	34,676	48,152	△ 13,476	△ 28.0
一般会計繰入金(税軽減分)	24,125	19,913	4,212	21.2
一般会計繰入金(保険者支援分)	14,594	4,349	10,245	235.6
国保税	196,747	149,189	47,558	31.9
<b>計【1】</b>	<b>539,522</b>	<b>482,497</b>	<b>57,025</b>	<b>11.8</b>

### 【歳出】

介護納付金の状況

(単位:千円、%)

	平成27年度	平成26年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
介護納付金	609,521	625,108	△ 15,587	△ 2.5
前々年度の精算額	△ 23,685	△ 23,204	△ 481	2.1
<b>当該年度支出額【2】</b>	<b>585,836</b>	<b>601,904</b>	<b>△ 16,068</b>	<b>△ 2.7</b>

※納付金額＝概算単価63,270円×概算第2号被保険者数9,880人(H26)

※納付金額＝概算単価62,120円×概算第2号被保険者数9,812人(H27)

#### ●歳入歳出差引の比較(【1】－【2】)

・平成27年度＝ △46,314千円

・平成26年度＝△119,407千円

差額 ＝ 73,093千円

## 6 国民健康保険事業基金の状況

(単位:千円)

平成26年度末残高	平成27年度中の増減額		平成27年度末現在高
	積立額	取崩額	
0	402,044	0	402,044

※積立金の財源＝一般会計繰入金(基準外)分212,044千円＋一般会計借入金分190,000千円

## 7 佐久市国民健康保険特別会計の状況

### (1) 佐久市国民健康保険特別会計 歳入決算額の推移

(単位：千円・%)

款	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比
自主財源	1 国民健康保険税	1,934,263	0.4	1,934,888	0.0	1,987,168	2.7	1,931,293	△ 2.8	2,112,906	9.4
	一 現年度分	1,586,798	△ 1.6	1,603,504	1.1	1,644,795	2.6	1,623,328	△ 1.3	1,842,519	13.5
	一般 滞納繰越分	111,717	15.7	97,394	△ 12.8	109,907	12.8	114,634	4.3	107,857	△ 5.9
	退職 現年度分	228,688	9.6	228,748	0.0	225,920	△ 1.2	185,413	△ 17.9	155,524	△ 16.1
	退職 滞納繰越分	7,060	△ 15.5	5,242	△ 25.8	6,546	24.9	7,918	21.0	7,006	△ 11.5
	2 使用料及び手数料	1,208	0.8	1,360	12.6	1,597	17.4	1,506	△ 5.7	1,490	△ 1.1
	8 財産収入	1,609	△ 53.8	1,115	△ 30.7	746	△ 33.1	390	△ 47.7	0	皆減
	9 繰入金（基金繰入金）	103,528	△ 34.8	254,864	146.2	185,338	△ 27.3	276,951	49.4	0	皆減
	10 繰越金	188,562	△ 34.3	157,952	△ 16.2	102,774	△ 34.9	76,791	△ 25.3	0	皆減
	11 諸収入	29,290	28.7	18,615	△ 36.4	20,235	8.7	18,460	△ 8.8	25,179	36.4
	計	2,258,460	△ 5.9	2,368,794	4.9	2,297,858	△ 3.0	2,305,391	0.3	2,139,575	△ 7.2
依存財源	3 国庫支出金	2,556,790	5.0	2,415,166	△ 5.5	2,427,996	0.5	2,515,790	3.6	2,667,166	6.0
	療養給付費負担金	1,148,003	1.5	1,056,737	△ 7.9	1,069,323	1.2	1,113,271	4.1	1,192,054	7.1
	後期高齢者支援金負担金	369,308	6.9	380,171	2.9	387,332	1.9	400,294	3.3	414,614	3.6
	介護納付金負担金	188,645	10.4	181,300	△ 3.9	187,995	3.7	192,609	2.5	187,468	△ 2.7
	高額医療費共同事業負担金	43,369	20.7	44,764	3.2	48,027	7.3	54,419	13.3	63,140	16.0
	特定健康診査等負担金	9,383	10.0	10,126	7.9	10,438	3.1	10,649	2.0	10,421	△ 2.1
	財政調整交付金	796,150	8.4	741,556	△ 6.9	724,352	△ 2.3	744,543	2.8	799,439	7.4
	その他	1,932	△ 75.0	512	△ 73.5	529	3.3	5	△ 99.1	30	500.0
	4 県支出金	388,848	9.6	480,117	23.5	499,468	4.0	531,606	6.4	530,455	△ 0.2
	高額医療費共同事業負担金	43,369	20.7	44,764	3.2	48,027	7.3	54,419	13.3	63,140	16.0
	特定健康診査等負担金	9,426	23.7	10,409	10.4	10,405	0.0	10,585	1.7	11,560	9.2
財政調整交付金	336,053	8.0	424,944	26.5	441,036	3.8	466,602	5.8	455,755	△ 2.3	
5 療養給付費等交付金	587,227	14.1	700,740	19.3	780,536	11.4	699,494	△ 10.4	554,232	△ 20.8	
6 前期高齢者交付金	2,054,651	21.8	2,164,439	5.3	2,292,297	5.9	2,432,835	6.1	2,422,049	△ 0.4	
7 共同事業交付金	920,648	4.7	952,404	3.4	974,423	2.3	987,487	1.3	2,426,315	145.7	
9 繰入金（他会計繰入金）	492,888	△ 2.8	493,286	0.1	494,500	0.2	543,660	9.9	1,261,154	132.0	
一般会計											
基盤安定	263,488	△ 2.9	253,882	△ 3.6	259,462	2.2	304,703	17.4	494,647	62.3	
給与費等事務費	86,268	15.9	91,491	6.1	77,717	△ 15.1	84,274	8.4	88,925	5.5	
財政安定化支援	44,740	△ 8.9	52,791	18.0	51,280	△ 2.9	52,315	2.0	54,997	5.1	
出産育児一時金	32,266	△ 20.8	28,560	△ 11.5	34,685	21.4	26,820	△ 22.7	25,000	△ 6.8	
特定健診事業	50,967	16.8	52,038	2.1	55,373	6.4	58,653	5.9	61,074	4.1	
歯科保健管理事業	1,639	2.8	1,643	0.2	1,650	0.4	1,650	0.0	1,656	0.4	
その他（基準外繰入）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	519,000	皆増	
他会計	13,520	△ 48.4	12,881	△ 4.7	14,333	11.3	15,245	6.4	15,855	4.0	
12 一般会計借入金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	190,000	皆増	
計	7,001,052	9.8	7,206,152	2.9	7,469,220	3.7	7,710,872	3.2	10,051,371	30.4	
歳入合計 A	9,259,512	5.5	9,574,946	3.4	9,767,078	2.0	10,016,263	2.6	12,190,946	21.7	

(2) 佐久市国民健康保険税収入額等の状況

(単位：千円・%)

年度 区分	現年・滞納	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
予算額	現年課税分	1,755,105	△ 1.0	1,797,407	2.4	1,824,821	1.5	1,948,555	6.8	1,986,118	1.9
	滞納繰越分	111,815	16.8	98,178	△ 12.2	115,321	17.5	122,552	6.3	114,860	△ 6.3
	計	1,866,920	△ 0.1	1,895,585	1.5	1,940,142	2.4	2,071,107	6.8	2,100,978	1.4
調定額	現年課税分	2,003,154	0.0	1,985,593	△ 0.9	1,990,066	0.2	1,934,840	△ 2.8	2,135,456	10.4
	滞納繰越分	688,489	3.4	685,447	△ 0.4	650,750	△ 5.1	524,826	△ 19.4	451,700	△ 13.9
	計	2,691,643	0.8	2,671,040	△ 0.8	2,640,816	△ 1.1	2,459,666	△ 6.9	2,587,156	5.2
収入額	現年課税分	1,815,486	△ 0.3	1,832,251	0.9	1,870,715	2.1	1,808,741	△ 3.3	1,998,043	10.5
	滞納繰越分	118,776	13.3	102,636	△ 13.6	116,453	13.5	122,552	5.2	114,863	△ 6.3
	計	1,934,262	0.4	1,934,887	0.0	1,987,168	2.7	1,931,293	△ 2.8	2,112,906	9.4
収納率	現年課税分	90.63	△ 0.24	92.28	1.65	94.00	1.72	93.48	△ 0.52	93.57	0.09
	滞納繰越分	17.25	1.50	14.97	△ 2.28	17.90	2.93	23.35	5.45	25.43	2.08
	計	71.86	△ 0.27	72.44	0.58	75.25	2.81	78.52	3.27	81.67	3.15

不納欠損及び収入未済額

年度 区分	現年・滞納	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
不納欠損額	現年課税分	61	皆増	43	△ 29.5	48	11.6	0	皆減	2	皆増
	滞納繰越分	61,861	27.5	78,611	27.1	119,377	51.9	69,761	△ 41.6	42,998	△ 38.4
	計	61,922	27.6	78,654	27.0	119,425	51.8	69,761	△ 41.6	43,000	△ 38.4
収入未済額	現年課税分	187,606	2.6	153,298	△ 18.3	119,302	△ 22.2	126,098	5.7	137,411	9.0
	過年度繰越分	507,850	△ 0.9	504,199	△ 0.7	414,920	△ 17.7	332,513	△ 19.9	293,839	△ 11.6
	計	695,456	0.0	657,497	△ 5.5	534,222	△ 18.7	458,611	△ 14.2	431,250	△ 6.0



(3) 佐久市国民健康保険特別会計 歳出決算額の推移

(単位：千円・%)

款	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比
1 総務費	95,470	△ 7.1	97,985	2.6	90,143	△ 8.0	95,199	5.6	97,759	2.7
2 保険給付費	6,084,608	6.5	6,257,242	2.8	6,440,089	2.9	6,789,559	5.4	6,986,543	2.9
一 療養給付費	4,823,797	5.2	4,920,478	2.0	5,074,829	3.1	5,431,436	7.0	5,639,661	3.8
一 療養費	46,596	2.7	43,664	△ 6.3	45,078	3.2	51,632	14.5	49,832	△ 3.5
高額療養費	571,789	12.0	611,421	6.9	599,916	△ 1.9	669,702	11.6	731,931	9.3
高額介護合算療養費	191	45.8	714	273.8	71	△ 90.1	0	皆減	0	0.0
計	5,442,373	5.9	5,576,277	2.5	5,719,894	2.6	6,152,770	7.6	6,421,424	4.4
退 療養給付費	489,280	15.1	528,295	8.0	548,571	3.8	482,513	△ 12.0	421,262	△ 12.7
療養費	3,516	2.1	4,577	30.2	3,764	△ 17.8	3,383	△ 10.1	2,434	△ 28.1
高額療養費	61,033	23.2	69,922	14.6	76,932	10.0	70,147	△ 8.8	63,038	△ 10.1
職 高額介護合算療養費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	553,829	15.9	602,794	8.8	629,267	4.4	556,043	△ 11.6	486,734	△ 12.5
その他	17,882	△ 5.1	17,754	△ 0.7	18,075	1.8	16,704	△ 7.6	18,962	13.5
審査費払手数料	17,882	△ 5.1	17,754	△ 0.7	18,075	1.8	16,704	△ 7.6	18,962	13.5
出産育児一時金等	50,754	△ 14.6	38,479	△ 24.2	51,084	32.8	40,250	△ 21.2	36,089	△ 10.3
葬祭費	6,500	△ 1.5	7,750	19.2	7,150	△ 7.7	8,200	14.7	6,650	△ 18.9
結核精神給付金	13,270	18.4	14,188	6.9	14,619	3.0	15,592	6.7	16,684	7.0
3 老人保健拠出金	77	△ 99.6	65	△ 15.6	58	△ 10.8	54	△ 6.9	54	0.0
4 前期高齢者納付金	3,540	85.2	1,381	△ 61.0	1,361	△ 1.4	1,076	△ 20.9	972	△ 9.7
5 後期高齢者支援金	1,192,909	8.2	1,318,018	10.5	1,354,562	2.8	1,374,314	1.5	1,397,859	1.7
6 病床転換支援金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7 介護納付金	554,837	10.4	567,407	2.3	588,605	3.7	601,904	2.3	585,836	△ 2.7
8 共同事業拠出金	931,148	4.4	956,086	2.7	970,069	1.5	1,021,827	5.3	2,361,444	131.1
9 保健事業費	170,679	3.2	173,809	1.8	174,093	0.2	176,589	1.4	171,891	△ 2.7
10 基金積立金	1,609	△ 53.8	1,114	△ 30.8	0	皆減	389	皆増	402,044	103,253.2
11 諸支出金	66,683	△ 18.7	99,065	48.6	71,307	△ 28.0	87,038	22.1	36,672	△ 57.9
12 前年度繰上充用金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	131,686	皆増
13 予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計 B	9,101,560	6.0	9,472,172	4.1	9,690,287	2.3	10,147,940	4.7	12,172,760	20.0
歳入歳出差引額 C(A-B)	157,952	△ 16.2	102,774	△ 34.9	76,791	△ 25.3	△ 131,686	△ 271.5	18,186	△ 113.8

※「移送費」は、療養費に含めて計上

※平成26年度における「歳入歳出差引額 (C)」の赤字は、平成27年度からの「前年度繰上充用金」にて補填

## 国民健康保険財政健全化のための取組実績について

平成 28 年 2 月に策定した「佐久市国民健康保険財政健全化計画」に基づき実施した財政健全化のための取組みについて、平成 27 年度の実績は次のとおりとなっています。

## 1 収納対策の強化

収税担当課における徴収に加え、国保医療課において専任徴収員を 2 名雇用し、収税担当課と連携しながら収納対策を強化しました。（徴収実績等は、H27.4.1～H28.5.31）

- 平成 27 年 4 月 1 日～ 雇用：1 名
- 平成 27 年 7 月 1 日～ 雇用：1 名 計 2 名

【臨戸徴収】 214 件 4,751,560 円  
【滞納収納】 514 件 43,515,028 円（自主納付等も含む）（折衝実人数：725 人）

※滞納収納には、臨戸徴収分も含まれます。

実績数値は、国保医療課雇用の専任徴収員 2 名分です。

## 2 ジェネリック医薬品の使用促進強化

## (1) 先進地への視察

- 4 月 20 日 東京都足立区視察（協議会について）
- 6 月 3・4 日 広島県呉市 （差額通知について）

## (2) 利用差額通知の送付

生活習慣病に使われる薬を中心として、一番差額に少ないジェネリック医薬品を使った場合の差額が 300 円以上の方へ、8 月と 2 月に通知を送付しました。

※27 年度から対象者の年齢を 40 歳以上から 20 歳以上へ拡大しました。

【通知実績】 8 月送付：653 通 2 月送付：598 通 計：1,251 通

## (3) 「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に関する行動指針」を策定（7 月）

## (4) 薬剤師会との協力による佐久市内薬局への「ジェネリック医薬品使用に関するアンケート」の実施（7 月）

- 調査対象薬局数：59 店
- 回答薬局数：48 店（回答率：81.4%）

(5) 長野県議会 県民文化福祉委員会に対する陳情（ジェネリック医薬品の使用促進について）（7月31日）

県民文化福祉委員長に対し、積極的な情報提供や、ジェネリック医薬品の普及啓発等の施策に関する目標設定、関係団体への使用促進のための計画的な取り組みの促進について、佐久市長から陳情書を提出しました。

(6) 医療機関、薬局、行政等が情報を提供・共有し、使用促進に取り組んでいくための協議の場として「佐久市後発医薬品使用促進懇話会」を設立（12月21日）

懇話会委員：13人（国保運営協議会10人・中核病院（佐久病院・浅間病院）2人・行政1人（市民健康部長））

第1回 懇話会開催（1月21日）、第2回 懇話会開催（3月17日）

(7) 医療機関・薬局の理解促進のため、医療機関・薬局に従事する方を対象に「ジェネリック医薬品使用促進講演会」を開催（1月23日）

会場：佐久市佐久平交流センター 第5会議室

講師：厚生労働省医政局経済課 後発医薬品使用促進専門官 増川 直樹氏

演題：「国のジェネリック医薬品使用の現状と今後について」

参加人数：28名

(8) 各種啓発活動の実施

① ジェネリック医薬品使用促進に関するパンフレットを作成し、8月発送の国保税納入通知書に同封しました。

② 広報誌8月号、ホームページ・SNSに啓発記事を掲載しました。

③ FMさくだいら「佐久市からのお知らせ」出演による啓発を行いました。

（8月10日・1月19日 2回）

④ 普及啓発用のチラシを作成し、各種会議・イベントでの啓発を行いました。

⑤ 普及啓発用のエプロンを作成し、市保健師が各種健診、予防接種、訪問、イベント時に着用しPRを行いました。

⑥ 普及啓発の登り旗を作成し、市役所本庁、各支所に設置しました。

⑦ 佐久ケーブルテレビでの卓上告知板を作成しました。

（佐久市からのお知らせ番組時に使用）

⑧ ジェネリック医薬品希望カード付保険証ケースの配布

（佐久市役所国保医療課、各支所市民係窓口、または郵送にて無料で配布）

### 3 糖尿病性腎症等の重症化予防

(1) HbA1c7.0%以上の者への受診勧奨の実施

① 平成26年度特定健診受診者で該当者が16名いました（うち6名は、社保へ異動）。社保異動者を除く10名中、平成27年度特定健診受診者は5名で、うち医療機関受診者は

3名でした。特定健診未受診者は5名で、うち2名は医療機関受診見込、3名は特定健診及び医療機関への受診勧奨中です。

なお、上記10名全員に保健師・栄養士が介入しています。

- ② 平成27年度特定健診受診者で、新たな該当者に対しても、随時医療機関への受診勧奨を行っています。
- ③ 病院受診に繋がった方についても、引き続き勧奨、指導、来年度の健診勧奨等行っていきます。

## (2) 腎臓専門医への受診勧奨等の実施

医療機関受診中であり、糖尿病性腎症重症化リスクの高い者への生活指導を今後行っていくため、佐久医師会へ事業説明、相談等行い、連携を図りました。

また、CKD治療ガイドライン2012により、平成27年度特定健診受診者で、腎臓専門医へ紹介することが望ましいとされる20名には、医療機関への紹介状を渡し、腎臓専門医の受診勧奨をしました。

## (3) 慢性腎臓病（CKD）重症化予防講演会の開催

市民への啓発活動として、10月29日及び3月10日の2日間、慢性腎臓病（CKD）重症化予防講演会を行いました。

## 4 早期発見、早期治療の促進の強化

### (1) 特定健診受診率向上のため、イベントでの健診受診勧奨

- ① 健診キャンペーンとして佐久市役所ホールでのチラシを配布、骨密度測定（8月31日～9月4日）
- ② ぞっこんさく市で健診受診勧奨のチラシを配布（10月3日）
- ③ 健康づくり佐久市民のつどいで健診受診勧奨のチラシの配布、集団健診の申込み受付（10月17日）
- ④ 脳卒中市民公開講座で健診受診勧奨のチラシ配布、集団健診申込み受付（10月31日）

### (2) 平成27年度より、新たに40代～60代の健診未受診者に対する特定健診受診勧奨（訪問）を実施

- ・ 10月30日 訪問 42件（臼田地区）
- ・ 11月19日、20日 訪問 39件（望月地区）
- ・ 11月20日 訪問 24件（浅科地区）
- ・ 11月24日 訪問 14件（旧佐久地区）

### (3) 特定健診周知のため、40～74歳の特定健診対象者へハガキで地域集団健診の日程を通知するほか、広報やホームページ等で、集団健診の日程や受診券有効期限のお知らせ、受診促進月間のPR等行いました。

# 国民健康保険制度改革について

- 新たな財政運営の仕組み
- 改革後の国保事務の運営

# 新たな財政運営の仕組み

## 改革後の国保の運営の在り方について（都道府県と市町村のそれぞれの役割）

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<b>財政運営の責任主体</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>・ 財政安定化基金の設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保事業費納付金を都道府県に納付</li> </ul>
3. 資格管理	<b>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</b> ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)</li> </ul>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <b>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定</li> <li>・ 個々の事情に応じた賦課・徴収</li> </ul>
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</b></li> <li>・ 市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>保険給付の決定</b></li> <li>・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</b> (データヘルス事業等)</li> </ul>

# 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

※詳細は引き続き地方と協議

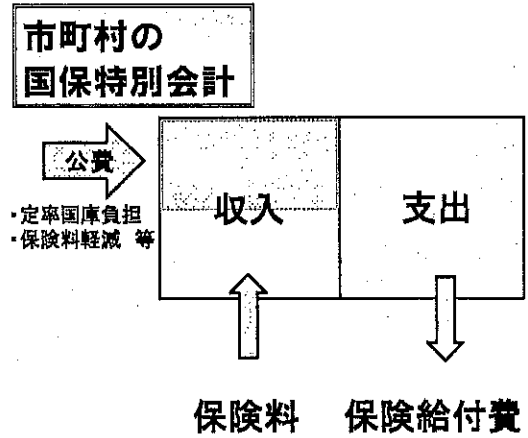
○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

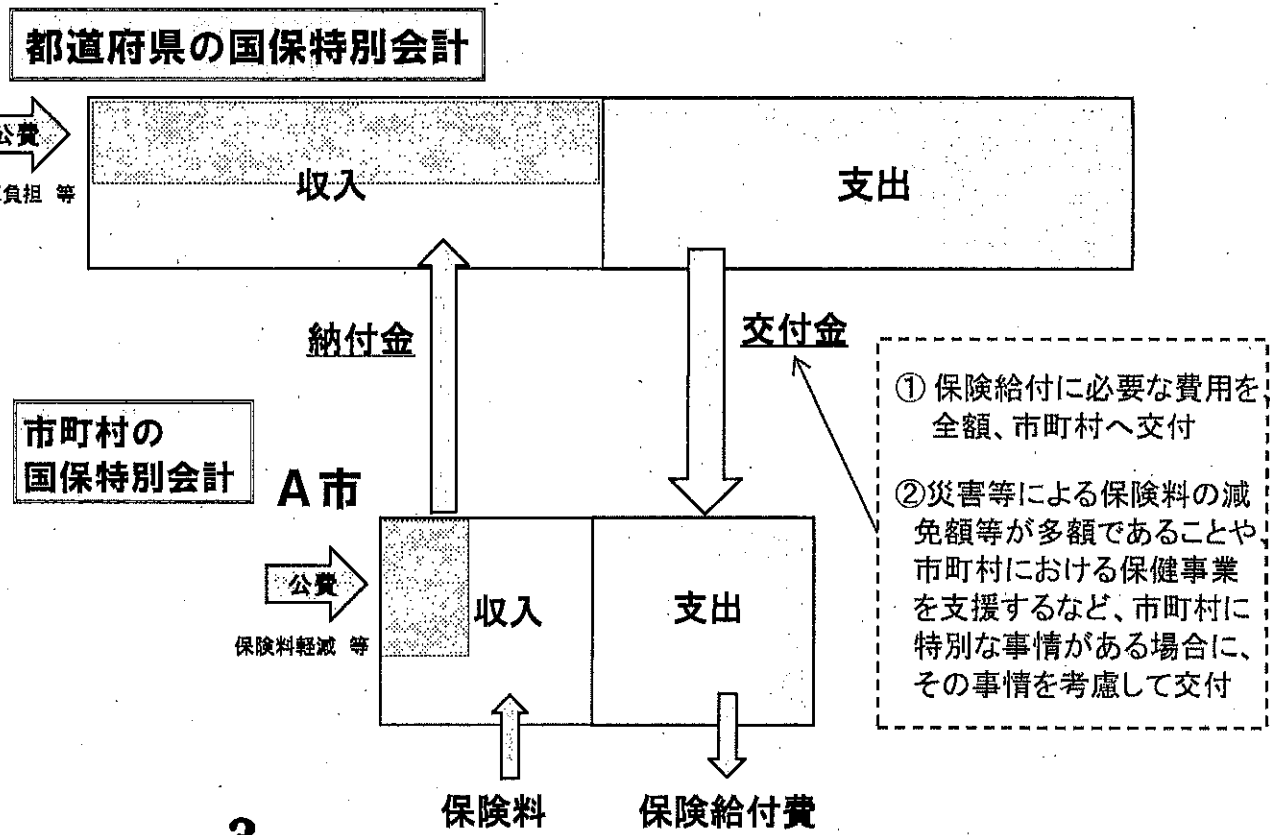
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行

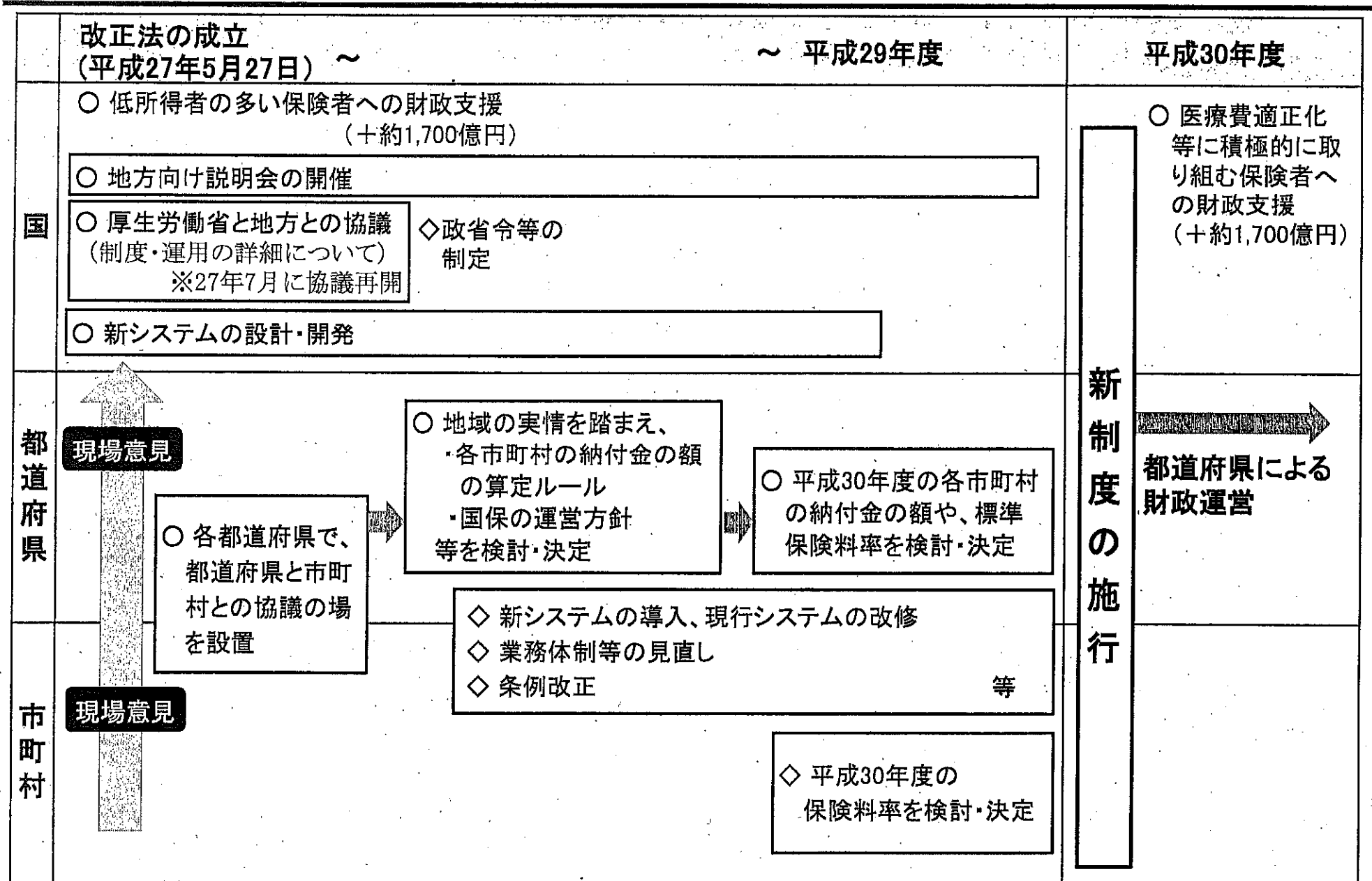


改革後





## 国保制度改革の主な流れ (イメージ)



# 改革後の国保事務の運営

## 国保運営方針の位置付け

○ 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

※1 都道府県は、あらかじめ連携会議で市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経て、地域の実情に応じた国保運営方針を定める。

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ国保運営方針のガイドラインを作成し、都道府県へ示す予定。

### ■ 主な記載事項

#### 〈必須事項〉

(1) 国保の医療費、財政の見通し

(2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項

・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等

(3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等

(4) 保険給付の適正な実施に関する事項

・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

#### 〈任意項目〉

(5) 医療費適正化に関する事項

・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等

(6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

## 国保運営方針の主な記載事項(1)

### (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

#### (医療費の動向と将来の見通し)

- 都道府県全体の国民健康保険における医療費の動向や、市町村ごとの保険料水準、財政状況の現況などのほか、将来の国民健康保険財政の見通しについても記載する。

※ 医療費適正化計画においては、医療に要する費用の見込みを定めることとしており、その推計方法を参考とすることも考えられる。

#### (財政収支の改善に係る基本的な考え方)

- 国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計の収支が均衡していることが重要。
- 市町村の国民健康保険特別会計において、解消又は削減すべき対象としての法定外の一般会計繰り入れとは、法定外の一般会計繰入のうち①決算補填等を目的としたものを指すものであり、②保健事業に係る費用についての繰入れなどの決算補填等目的以外のものは、解消・削減すべきとは言えないものである。
- 都道府県特別会計においては、必要以上に黒字幅や繰越金を確保することのないよう、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランスよく財政運営を行っていく必要があることに留意。

#### (赤字解消・削減の取組、目標年次等)

- 決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用について、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定めること。
- 赤字市町村については、赤字についての要因分析、必要な対策の整理を行うこと。これを踏まえ、都道府県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めること。

※ 赤字解消・削減の取組や目標年次は、新制度の納付金、標準保険料率、公費等を勘案し、平成30年度から設定することが望ましい。

※ また、赤字の解消又は削減は、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、例えば、5年度以内の計画を策定し、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるものとするなど、市町村の実態を踏まえて、その目標を定めること。

(次のページに続く)

## 国保運営方針の主な記載事項(2)

### (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し(続き)

#### (財政安定化基金の運用)

○ 国保運営方針においても、財政安定化基金の運用ルールの基本的な考え方を定めること。

※ 具体的には、以下の事項などを定めることが考えられる。

- ・ 財政安定化基金の交付を行うに当たっては、市町村の収納意欲の低下を招くことがないように「特別な事情」がある場合に限定されており、この「特別な事情」の基本的な考え方
- ・ 交付を行う場合の交付額の算定の考え方
- ・ 交付を行った場合には、国、都道府県及び市町村が3分の1ずつを補填することとされており、このうち市町村が行う補填の考え方(交付を受けた市町村が補填することを基本としつつ、「特別な事情」を加味しながら、すべての市町村の意見を踏まえて按分方法を決定)
- ・ 新制度への以降に伴う保険料激変緩和への活用の考え方(平成35年度までの特例)

### (2) 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

#### (標準的な保険料算定方式)

○ 年齢構成の差異の調整後の医療費水準が同じ市町村であれば、同じ応益割保険料の標準保険料率となることを基本に、各市町村の実態も踏まえて、市町村における標準的な保険料算定方式を定めること。

※ 標準保険料率の算定に当たって必要な国保事業費納付金の算定に関連する項目についてもあわせて定めることが考えられ、具体的には、以下の事項などについて、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分についてそれぞれ定めることが考えられる。

- ・ 標準的な保険料算定方式について、2方式、3方式又は4方式のいずれの方式を採用するか
- ・ 標準的な保険料の応益割と応能割の割合、所得割と資産割、均等割と平等割の割合をそれぞれどの程度にするか
- ・ 標準保険料率の算定に必要な国保事業費納付金(以下「納付金」という。)の算定に当たって、医療費水準をどの程度反映するか( $\alpha$ をどのように設定するか)、各市町村の所得のシェアを各市町村の納付金にどの程度反映するか( $\beta$ をどのように設定するか)
- ・ 賦課限度額をどのように設定するか

(次のページに続く)

## 国保運営方針の主な記載事項(3)～(4)

### (2)市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項(続き)

#### (標準的な収納率)

- 標準的な収納率の算定に当たっては、各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。

※ 各市町村が目指すべき収納率目標については、これとは別に定める必要があることに留意。

### (3)市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

#### (収納対策)

- 都道府県は、各市町村における収納率を向上させる観点から、収納率目標を定めること。収納率目標の設定に当たっては、標準的な収納率や各市町村の収納率の実態を踏まえつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。
- 収納率が低く、収納不足が生じている市町村は、収納不足についての要因分析、必要な対策の整理を行うこと。これを踏まえ、都道府県は、収納対策の強化に資する取組を定めること。

※ 収納対策の強化に資する取組としては、例えば、収納担当職員に対する研修会の実施、徴収アドバイザーの派遣、複数の自治体による滞納整理事務の共同実施への支援等がある。

## 国保運営方針の主な記載事項(5)～(6)

### (4)市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

#### (都道府県による保険給付の点検、事後調整)

- 平成30年度以降、都道府県は、広域的又は専門的な見地から、法第75条の3等の規定に基づく市町村が行った保険給付の点検等(例えば海外療養費等)や、法第65条第4項に基づき、市町村の委託を受けて行う不正請求等に係る費用返還を求める等の取組を行うことも可能となるため、こうした取組の具体的内容について定めること。

#### (その他の保険給付の適正な実施に関する取組)

- 療養費の支給の適正化、レセプト点検の充実強化、第三者求償や過誤調整等の取組強化、高額療養費の多数回該当の取扱い等の保険給付の適正な実施に関する取組について定めること。

### (5)医療費の適正化に関する事項

#### (医療費の適正化に向けた取組)

- 取組の進んでいる市町村の好事例の横展開等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。  
また、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的に保健事業を実施すること。

#### (医療費適正化計画との関係)

- 医療費の適正化に関する事項を定めるに当たっては、都道府県医療費適正化計画に定められた取組の内容との整合を図るとともに、その内容のうち保険者として取り組む内容は、国保運営方針にも盛り込むこと。

### (6)市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

#### (広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組)

- 都道府県は、市町村の意向・要望を聴取した上で、市町村が担う事務の共通化、収納対策や医療費適正化対策の共同実施、職員に対する研修会の実施等の取組を定めること。

## 国保運営方針の主な記載事項(7)～(8)

### (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策と連携に関する事項

#### (保健医療サービス・福祉サービス等との連携)

- 都道府県は、従来から広域的な立場から医療提供体制の確保や、保健医療サービス、福祉サービスなどを推進する上で役割を果たしてきており、今回、国保の財政運営の責任主体として保険者の役割を担うことで、医療はもちろんのこと、保健・福祉全般にわたって目配りをしながら施策を推進することが可能となる。
- このため、都道府県は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的連携に関する取組を定めること。

### (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

- 連携会議の開催、連携会議の中で必要に応じて開かれる作業部会の開催、収納対策や医療費適正化対策、保健事業に関する研修会の実施など、関係市町村相互間の連絡・調整を行うための措置を定めること。
- 上記の他、都道府県が必要と認める事項を定めること。

#### ※ その他の留意事項

##### (国保運営方針の名称)

- 名称は「〇〇県国民健康保険運営方針」とすることが望ましいが、これ以外の名称であっても差し支えない。

##### (国保運営方針の対象期間)

- 対象期間は、特段の定めはないが、例えば、都道府県介護保険事業支援計画の改訂周期が3年とされており、医療計画もこれに合わせて6年間の中間年に必要な見直しを行うこととされていることなどを踏まえ、平成30年度からの3年間とするなど、地域の実情に応じて複数年度にわたるものとするのが望ましい。



## 国保 保険者努力支援制度の前倒しについて

経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)[平成27年6月30日閣議決定]

(インセンティブ改革)

全ての国民が自らががんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要である。

このため、保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018年度(平成30年度)までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立(中略)など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

### 保険者努力支援制度の前倒し分

実施時期:28年度及び29年度

対象 :市町村

規模 :特別調整交付金の一部を活用(規模は今後検討)

〔 既存の特別調整交付金の基準・規模を考慮しつつ検討  
震災関係 337億円、子どもの被保険者 125億円、精神疾患 150億円 等 〕

評価指標:保険者共通の指標に加え、収納率等国保固有の問題にも対応

### 保険者努力支援制度

実施時期:30年度以降

対象 :市町村及び都道府県

規模 :700~800億円

評価指標:前倒し分の実施状況を踏まえつつ 検討

## 保険者努力支援制度 前倒し分の指標の候補(4/28提示)

### 保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム  
該当者及び予備群の減少率

- 特定健診受診率
- 特定保健指導受診率
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結  
果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- がん検診受診率
- 歯科疾患(病)検診実施状況

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

- 重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- 個人へのインセンティブの提供の実施
- 個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- 重複服薬者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 後発医薬品の促進の取組
- 後発医薬品の使用割合

### 国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

- 保険料(税)収納率  
※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

- データヘルス計画の策定状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

- 医療費通知の取組の実施状況

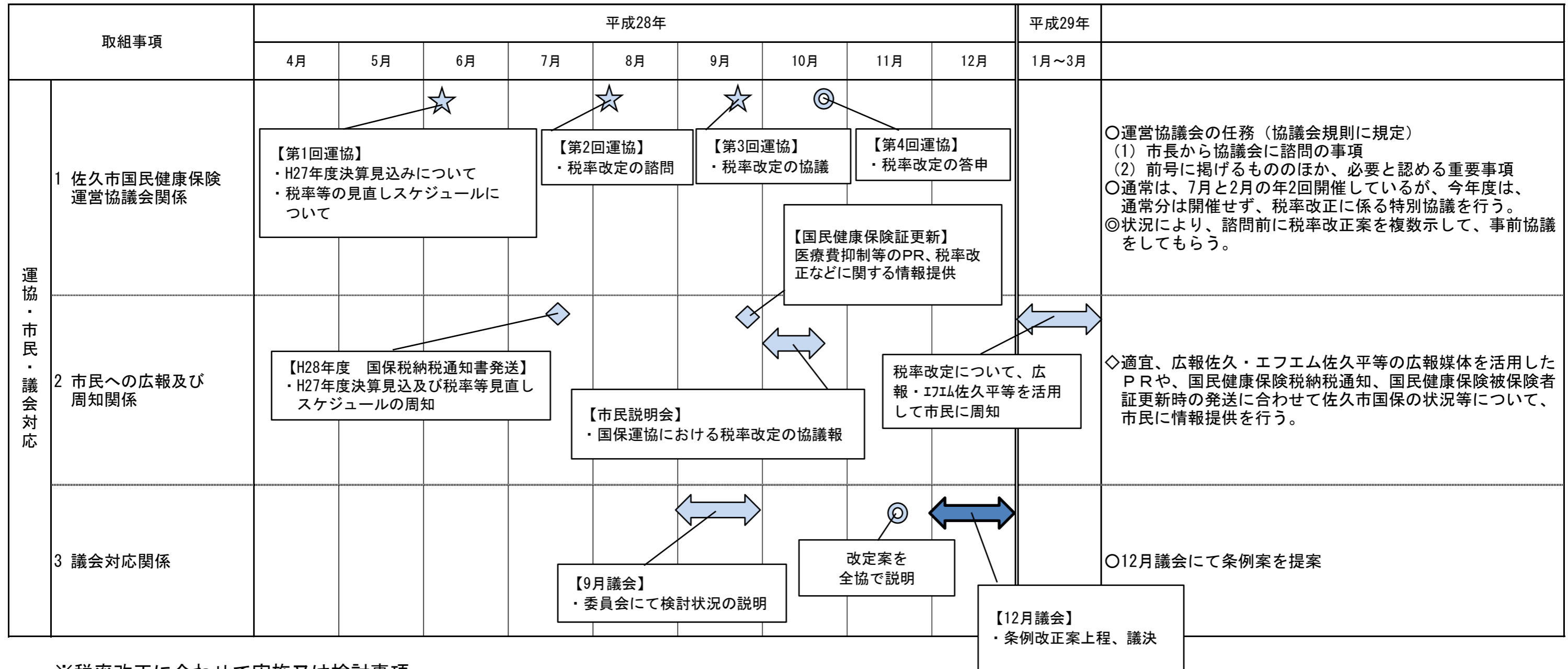
指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況

- 国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

- 第三者求償の取組状況

# 佐久市国民健康保険税の税率等改定工程表（案）



※税率改正に合わせて実施又は検討事項

- (1) 財政健全化計画に掲載した取組事項の推進（医療費の縮減策や国保税収納率向上策等）
- (2) 基準外繰入及び借入に係る基準の見直し